

委員会提案



Walkable City
Minakama

条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和4年2月24日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第32号	美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について	1

〔議第32号〕

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

【議案書（委員会提案）：1頁】

◎ 改正の概要

令和3年12月に美濃加茂市部設置条例の一部が改正され、健康福祉部が健康こども部及び市民福祉部に分割されることに伴い、文教民生常任委員会の所管の「健康福祉部の所管に属する事項」を「健康こども部の所管に属する事項」及び「市民福祉部の所管に属する事項」に改めるものです。

◎ 改正の主な内容

○ 常任委員会の所管の見直し（第2条第2項関係）

第2条第2項第1号のイを「健康こども部の所管に属する事項」とし、ウをエに繰り下げ、ウとして「市民福祉部の所管に属する事項」を追加します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。